

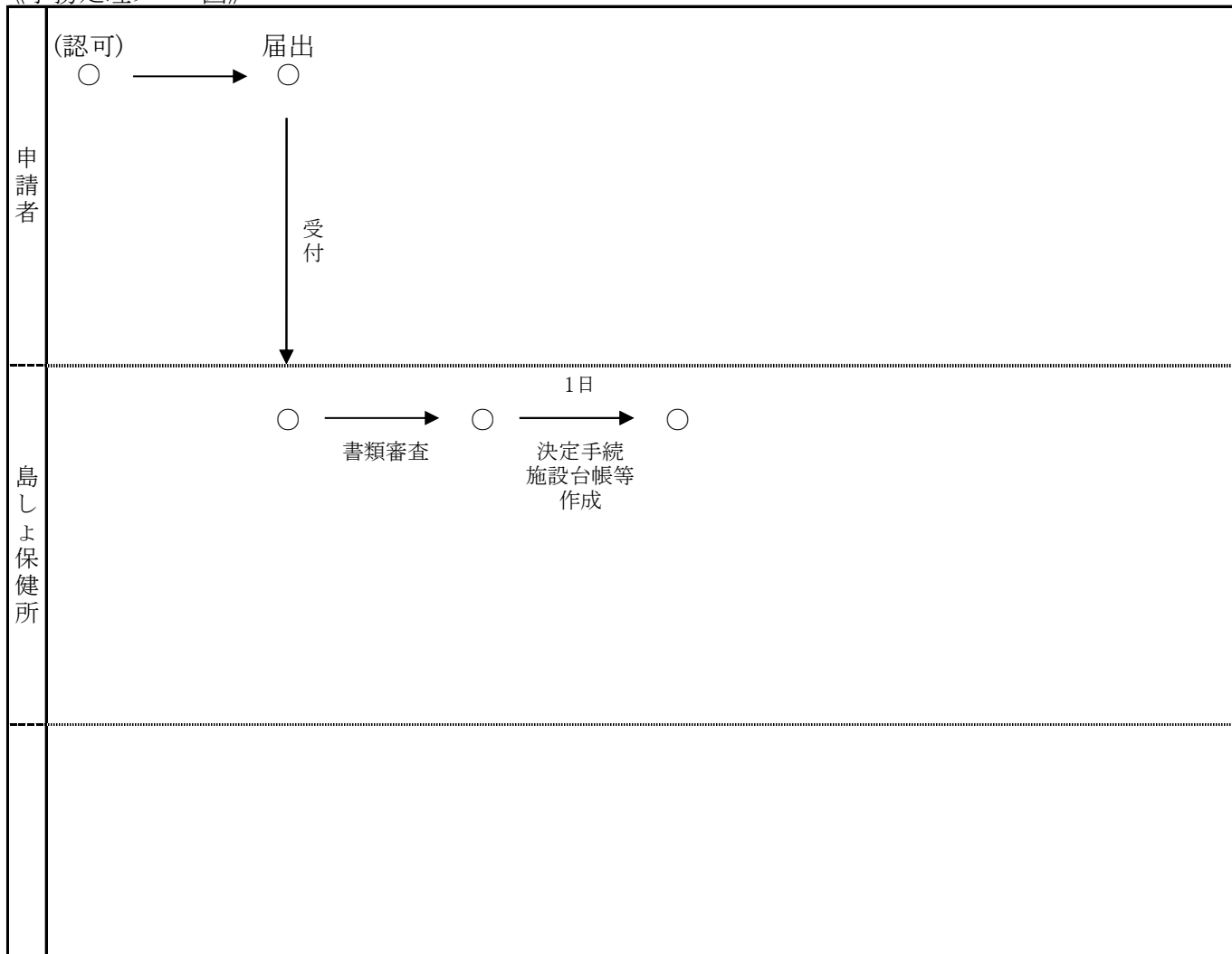
### 事務処理フロー図

事務名	墓地及び火葬場のみなし許可に係る届出
根拠法令	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第5条

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	認可	都市計画事業等の施行による墓地の新設、変更または廃止については、法第10条の許可があったものとみなされます。
2	届出	保健所で届出を受け付けます。
3	書類審査	届出書類を審査し、不備があれば補正を求めます。
4	決定手続	書類審査し、決定後、施設台帳等を作成します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		